

医事課長通知「医師による異状死体の届出の徹底について」の誤解を解く

中央区・清瀧支部 小田原良治
(小田原病院)

本年3月14日、衆議院第2議員会館第8会議室において、一般社団法人医療法務研究協会主催の「医師法第21条に関する懇談会」を開催した。同協会理事長を務める筆者が座長となり、衆議院議員・元厚労副大臣の橋本 岳氏、厚労省医政局医事課長の佐々木 健氏、当協会顧問弁護士の井上清成氏の4人で、医師法第21条と今回の医事課長通知の意味するところを確認した。医事課長通知「医師による異状死体の届出の徹底について」で医療現場の混乱が予測され、筆者も同通知を痛烈に批判していたことから、通知の真意を知るべく開催したのだが、懇談会は有意義なものであった。同通知が、従来の厚労省の解釈を変えるものではないことが明確となったからである。

以下、当日の議事録を提示することにより、今まで鹿児島市医師会医療事故調査制度サポートセンターで行って来た研修内容に全く変更はなく、従来の研修内容そのものであることをお伝えしたい。

「医師法第21条に関する懇談会」議事録

1. 小田原

本日はご多忙な中にもかかわらず、緊急に開催いたしました「医師法第21条に関する懇談会」にご参考いただき、誠にありがとうございます。

皆様ご存知のとおり、医師法第21条に関して新たに、厚生労働省医政局医事課長名によって「医師による異状死体の届出の徹底について」と題する通知が、平成31年2月8日付で発せられました。この内容は、お手元にお配りしたとおりです。

この通知によって医療界には、不安が広がりつつあります。そこで、医療界の不安に対

処すべく、この懇談会を緊急に開催いたしました。

先ずは、演者の紹介をさせていただきます。

2. (紹介・省略)

3. 小田原

私事で恐縮ですが、佐々木医事課長の通知が発せられて、座長である私自身は、大変に驚きました。今までの厚労省見解や裁判所判例をくつがえすようなものではないかと思って、非常に憤ったりもしました。医療界の他の方々も同じなのではないかと思います。

そこで、最初に、佐々木医事課長通知は果たして厚労省のこれまでの見解や裁判所判例をくつがえすようなものなのかどうか、もっぱら法律的な観点から、井上弁護士、いかがでしょうか。

4. 井上

結論をひと言で申しますと、佐々木課長通知は従来からの厚労省見解や裁判所判例と何ら矛盾するものではないと捉えてあります。佐々木課長通知によって、従来からの厚労省見解や裁判所判例に何らかの追加をしたり削除をしたり修正をしたりということは全くありません。代表的なものとして、皆様のお手元に、平成24年10月26日の当時の田原克志医事課長の発言の議事録と、いわゆる都立広尾病院事件に関する平成15年5月19日東京高裁判決、平成16年4月13日最高裁判決をお配りしておりますが、それらの通りということです。小田原先生をはじめ医療界の方々は、過剰に反応したり不安がったりする必要は全くないと思っております。

5. 小田原

先ずは結論だけをお聞きしますが、橋本先生も、井上弁護士と同じ見解ですか。

6. 橋本

同じです。

7. 小田原

それでは、橋本先生から、もう少し詳しくお願いします。

8. 橋本

実は、昨日、つまり平成31年3月13日水曜日に、私は、衆議院厚生労働委員会で、この医師法第21条の問題について、吉田 学厚生労働省医政局長に対して質問をいたしました。その内容をご紹介させていただくと、(抜粋を次項に記載)ということでした。

ということですから、吉田医政局長の答弁は明瞭でした。

9. 小田原

佐々木課長、いかがですか。

10. 佐々木

医政局長と同じなので繰り返しですが、この度の通知は、従前の内容と同じでして、何ら変わることろはございません。

11. 井上

佐々木課長に念のため確かめたいのですが、平成24年10月26日に開催された厚労省の「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」では、医師である中澤堅次構成員と田原医事課長との間で、次のようなやり取りがなされています。少し読み上げますと、

田原医事課長：検査は外表を見て判断するとなっておりますけれども、その亡くなられた死体があって、死体の外表を見たドクターが検査して、そのときに異状だと考える場合は警察署に届け出てくださいということだと考えております。

中澤構成員：それは、外表を見てということは、外表だけで判断されるということでおろしいわけですね。

田原医事課長：基本的には外表を見て判断するということですけれども、外表を見るときに、そのドクターはいろんな情報を知っている場合もありますので、それを考慮に

入れて外表を見られると思います。ここで書かれているのは、あくまでも、検査をして、死体の外表を見て、異状があるという場合に警察署のほうに届け出るということでございます。これは診療関連死であるかないかにかかわらないと考えております。中澤構成員：そうすると、外表では判断できないものは出さなくていいという考え方ですか。

田原医事課長：ですから、検査ということ自体が外表を検査するということでございますので、その時点で異状とその検査した医師が判断できるかどうかということだと考えています。

中澤構成員：判断できなければ出さなくていいですね。

田原医事課長：それは、もしそういう判断できないということであれば届出の必要はないということになると思います。

今回の通知は、このやり取りにおける田原医事課長の答弁と同じことですね。

12. 佐々木

同じ趣旨です。

13. 橋本

私からは、特に、医療事故・医療過誤による死亡や、いわゆる診療関連死との関係で、佐々木課長に確かめたいのですが、当時の田村憲久厚生労働大臣が平成26年6月10日に開催された参議院厚生労働委員会で、「医師法第21条は、医療事故等々を想定しているわけではない」と明言なされていました。

田村大臣のいわゆる医療事故等々との関係でのことは、この通りですね。

14. 佐々木

もちろん、その通りで、医療事故等々かどうかを問わず、警察に届け出るべきかどうかは、死体を検査した医師が個別具体的に考えることになります。

15. 橋本

そうすると、医療事故等々が生じた時には、

医師法第21条で届け出るべきか判断する際には、都立広尾病院事件の判決なども参考になるのでしょうか？

16. 佐々木

検査した医師が、警察に届け出るべきかを個別具体的に考える際には、都立広尾病院事件判決などを見ていただくことも大切なことだと思います。

17. 小田原

安心しました。私が佐々木課長の通知を誤解して憤っていただけのようですね。佐々木課長にお詫び申し上げます。

18. 佐々木

とんでもない、恐縮です。誤解が解けて良かったです。

19. 小田原

橋本先生、井上先生、よろしいですか。

20. 橋本・井上

結構です。

21. 小田原

今回の医事課長通知は、従来通りのもので、医療界はこれで安心し、どのような意味でも過剰反応はしないように、よろしくお願いいいたします。それでは、これで終了といたします。

皆様、どうもありがとうございました。

3月13日衆議院厚生労働委員会議事抜粋
橋本議員

もともと医師法第21条というのは、死体とか死産児を検査して異状があると認めたら、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない、こういう規定でございまして、厚労省の資料によれば、これは犯罪の痕跡をとどめている場合があるので、司法警察上の便宜のために届出の義務を規定したものである、こういうふうになっているわけでございます。

ただ、平成6年に、法医学会が異状死についてのガイドラインというのを出しました。あるいは、平成16年に都立広尾病院事件の最

高裁判決などが出まして、医療の中での予期せぬ死亡みたいなことについてのこの医師法第21条のかかわり方というのはずっと議論になっておりましたし、また、医療事故調査制度、今動いておりますけれども、その議論のそもそもはそこから始まったのであって、それも紆余曲折を経て今に至っている、こういう経緯がございます。

その紆余曲折の中で、厚労省の方のいろいろな発言だと答弁だととかによって、医師法第21条については、これでいいかという納得だと安心みたいなものがあって落ちついたという面があったと思っているんですが、その中でこの2月8日の通知というものが出てきたのですから、医療関係者の中で、ややびっくりした方とかざわついた方が多かったんじゃないかなと思っております。

ですので、ただ、もしそれが誤解なのであれば解いた方がよいという観点から、今日はちょっと幾つかご質問したいと思っております。

橋本議員

平成24年10月26日、医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会というものがございまして、そこで当時の田原医事課長がご発言をされたこと、あるいは、平成26年6月に参議院厚生労働委員会で田村厚生労働大臣が小池晃議員の質疑に対して答えた答弁等がありますが、その答弁というものをこの通知によって変えようとするものなのか、それとも、いや、答弁や発言というのはそのまま維持をされるものなのか、そこについてまずご確認をお願いします。

吉田医政局長

ご指摘いただきました2点、1つ目の2012年10月26日の検討部会における当時の医事課長、これは事実関係をご報告しますと、「基本的には外表を見て判断するということですけれども、外表を見るときに、そのドクターはいろんな情報を知っている場合もありますので、

それを考慮に入れて外表を見られると思います。」と発言してございます。

あとは2点目、2014年6月10日の参議院厚生労働委員会において当時の田村厚生労働大臣が答弁をされておりますが、この医事課長発言を引用する形で、「我が省の担当課長からこのような話がありました。死体の外表を検査し、異状があると医師が判断した場合には、これは警察署長に届ける必要がある」とご答弁をいただいております。

今回の通知、いずれの発言とも、同趣旨の内容ということで私ども位置づけてございます。橋本議員

実は、その発言の前に、有賀構成員からやはりこの医師法第21条についての問い合わせがあって、田原医事課長が答えておられます。そこで、「厚生労働省が診療関連死について届け出るべきだというようなことを申し上げたことはないと思っております。」という答弁をしております。それから、これは田村大臣の方でも実は同旨のご発言がありまして、「医師法第21条は、医療事故等々を想定しているわけではないわけでありまして、これは法律制定時より変わっておりません。」さっき局長がお話しになった答弁の前に、そういう話があります。

そこについても確認をしていただいていいですか。

吉田医政局長

私どもとしても同じように認識をしてございますが、今回の通知につきましては、従来の解釈あるいは従来の私どもの法第21条について申し上げていることについて何ら変わることもなく、同趣旨を改めて確認させていただいたというふうに位置づけてございます。

吉田医政局長

厚生労働省としましては、医師法第21条に基づく届出の基準につきましては、全ての場合に適用し得る一律の基準を示すことが難しいということから、個々の状況に応じて死体

を検査した医師が届出の要否を個別に判断するものというふうにまず考えてございます。

そういう意味で、今回、本年2月の医事課長通知においては、異状死体の届出の基準そのものではなくて、医師が異状を認めるか否かを判断する際に考慮すべき事項という点について改めて示させていただいているものであります。

おわりに

3月14日の医師法第21条に関する懇談会及び3月13日に行われた衆議院厚生労働委員会における橋本岳議員の質問によって、今回の医事課長通知が従来の厚労省見解と同一であることが明確となった。同時に法医学会異状死ガイドラインは、単に一学会の見解に過ぎないことが明確になった。

2012年10月26日の「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」における田原克志医政局医事課長（当時）発言の理解とそれに沿った現場の対処が重要である。今回の通知は、田村憲久厚労大臣（当時）発言及び田原克志医事課長（当時）発言と同一内容である。医師が検査をして（外表を検査して）異状を認める場合には医師法第21条に基づき警察署に届け出る。検査した医師が異状と判断できなければ届出の必要はないということである。厚労省は、医師法第21条に基づく一律の基準を示すことは難しい。個々の状況に応じて死体を検査した医師が届出の要否を個別に判断するものであると答弁している。異状か否かの判断は医師の裁量ということであろう。

* 「医師法第21条（異状死体等の届出義務）に関する懇談会」の資料一式は、鹿児島県医療法人協会ホームページに掲載しております。